

東松山市「メーターバイパスユニット」設置基準

（目的）

第1条 この基準は、直結給水方式を採用する共同住宅等において親メーターを設置する場合のメーター交換及び直結給水方式の口径50mm以上のメーター交換にあたり、断水等の支障をきたす問題が生じるため、メーターを設置する場合についてはメータボックスに替わりメーターバイパスユニットを設置することとし、その取扱いを定めることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 東松山市水道事業区域内において、口径20mmから50mmの親メーターを設置する場合及び直結給水方式の口径50mm以上のメーターを設置する場合、または継続的に水を使用し断水することに支障がある建物について適用する。

（基本構造）

第3条 メーターバイパスユニット（以下「バイパスユニット」という。）の基本構造は、メーターの1次側に流路切替弁、2次側に仕切弁、二つの弁をつなぐバイパス管、メーターますが一体となっている給水用具とする。

（基本条件）

第4条 前条に定める構造のほか、次の各号の条件を備えること。

- （1）水質を汚染しないものであること。
- （2）メーターの取付け、取外しが容易に行え、検針等に支障が無いこと。
- （3）メーターの取付け、取外しの際、専用工具を使用しない構造であること。
- （4）流路切替には専用ハンドルを使用し、水道事業管理者（以下「管理者」という。）しか操作できないこと。
- （5）流路をバイパスに切替えることにより、断水せずにメーター交換を行うことができること。
- （6）増圧ポンプへ悪影響を与えない程度に流量の減少が少ないこと。
- （7）バイパス管内に停滞水が生じないこと。
- （8）口径20mmから40mmまではナットによるねじ接合方式（平パッキン使用）を原則とし、口径50mmは補足管付フランジのボルト・ナット接合方式とすること。

（バイパスユニットの設置）

第5条 バイパスユニットの設置は、次の各号に定めるところによる。

- （1）バイパスユニットの設置については、1階地表部、車両通行の無い場所に検針・維

持管理が容易な状態で設置する。

- (2) バイパスユニットと接続管にズレ・沈下等が生じないように、設置場所付近は十分に地盤を固めたうえで座台を設置する等、適切に施工する。
- (3) バイパスユニットのメーターまたは管理者の指定した規格（色・デザイン）であることを要しない。

（バイパスユニットの性能）

第6条 バイパスユニットの性能は、厚生省令第14号「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」における次の基準を満たすこと。

- (1) 耐圧に関する基準
- (2) 浸出に関する基準
- (3) 逆流防止に関する基準（逆流防止機能付きのものを標準仕様とする。）

（表示）

第7条 バイパスユニットは、次の各号の項目について容易に確認でき、また、簡単に消えない方法で表示されていること。

- (1) 製造業者名または表示用略号（商標等）
- (2) 口径
- (3) 流水方向
- (4) 流路切替弁の切替方向
- (5) 仕切弁の開閉方向

（その他）

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

この基準は、平成19年5月1日から施行する。

この基準は、平成23年4月1日から施行する。